

○福島県職員の退職手当に関する条例

昭和二十八年十月十二日

福島県条例第三十五号

改正 昭和二十九年三月三〇日条例第一四号

昭和二十九年四月一日条例第三一号

昭和二十九年六月三〇日条例第五六号

昭和三十〇年三月二四日条例第八号

昭和三十〇年一〇月二一日条例第七三号

昭和三二年七月八日条例第三二号

昭和三二年一〇月一六日条例第四六号

昭和三二年一〇月一六日条例第四九号

昭和三十三年七月二五日条例第三六号

昭和三十四年三月三十一日条例第五号

昭和三十四年一〇月二二日条例第三〇号

昭和三十六年一〇月六日条例第三七号

昭和三十六年一二月二五日条例第四六号

昭和三十七年一二月二五日条例第七〇号

昭和三十九年一〇月二三日条例第一一二号

昭和四十一年一二月二二日条例第六四号

昭和四十二年一二月二二日条例第四三号

昭和四十三年一二月二〇日条例第四六号

昭和四十五年七月一五日条例第四〇号

昭和四十六年三月二〇日条例第三号

昭和四十六年一〇月二〇日条例第四七号

昭和四十八年七月二〇日条例第四六号

昭和五〇年七月一五日条例第三五号

昭和五十一年七月二三日条例第四七号

昭和五十七年三月二三日条例第二号

昭和五十七年七月一三日条例第四五号

昭和五十九年三月三〇日条例第四号

昭和六〇年三月二六日条例第一号

昭和六一年三月二五日条例第七号
昭和六一年七月二五日条例第四三号
昭和六二年七月一七日条例第三九号
昭和六三年三月二二日条例第八号
平成元年一〇月一一日条例第七三号
平成三年七月一六日条例第四四号
平成四年三月二四日条例第一三号
平成五年三月二三日条例第六号
平成六年一二月二二日条例第八四号
平成九年一〇月一七日条例第六三号
平成一一年三月一九日条例第七号
平成一一年一二月二四日条例第五三号
平成一二年一二月二二日条例第一九四号
平成一三年三月二七日条例第六号
平成一五年三月二四日条例第五号
平成一五年七月一一日条例第六一号
平成一五年一二月二六日条例第九二号
平成一六年三月二六日条例第一四号
平成一八年三月二二日条例第六三号
平成一八年一二月一九日条例第一〇四号
平成一九年三月二〇日条例第四号
平成一九年七月六日条例第五四号
(平成二〇年 三月二五日条例第一六号)
平成二〇年三月二五日条例第一六号
平成二一年七月一四日条例第七〇号
平成二二年七月六日条例第四四号
平成二三年七月一二日条例第七〇号
平成二三年七月一二日条例第七一号
平成二五年三月二六日条例第一二号
平成二六年三月二五日条例第一三号
平成二七年三月二四日条例第一七号

平成二七年七月七日条例第八一号
平成二七年一月二二日条例第一一〇号
平成二八年一月二六日条例第九〇号
平成二九年七月一日条例第四九号
平成三〇年三月二三日条例第二号
令和元年一月八日条例第二六号
令和元年一月二七日条例第五一号
令和四年一月二三日条例第六八号
(一部未施行)

福島県職員の退職手当に関する条例をここに公布する。

福島県職員の退職手当に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、県職員の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭三七条例七〇・平九条例六三・一部改正)

(適用範囲)

第二条 この条例の規定による退職手当は、県職員(特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百一号)の適用を受ける者、職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の適用を受ける者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。)のうち常時勤務に服することを要する者(法第二十二条の二第一項第二号、法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員以外の者のうち、その勤務形態が職員に準ずる者は、規則で定めるところにより、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した普通職員(第八条各号に掲げる者以外の職員をいう。以下同じ。))の通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の特定傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した普通職員の通勤による特定傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第二十二条の二第一項第

一号に掲げる職員については、この限りでない。

(昭二九条例一四・昭二九条例五六・昭三〇条例八・昭三二条例三二・昭三四条例五・昭三七条例七〇・昭四八条例四六・昭六一条例七・平三条例四四・平五条例六・平九条例六三・平一一条例七・平一三条例六・平一六条例一四・平一八条例六三・平二一条例七〇・平二七条例一七・令元条例二六・一部改正)

(遺族の範囲及び順位)

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(平二一条例七〇・追加)

(退職手当の支払)

第二条の三 次条、第六条の五、第八条及び第八条の二の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第十二条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した職員であつた者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の

事情がある場合は、この限りでない。

(平九条例六三・追加、平一八条例六三・一部改正、平二一条例七〇・旧第二条の二繰下)

(普通職員の退職手当の額)

第二条の四 退職した普通職員であつた者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(平一八条例六三・追加、平二一条例七〇・旧第二条の三繰下・一部改正)

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した普通職員であつた者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十
- 三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百
- 五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

2 普通職員であつた者のうち、特定傷病(傷病のうち、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第二項及び第五条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十四条第一項各号に掲げる者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合における退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間が一年以上十年以下の場合 百分の六十
- 二 勤続期間が十一年以上十五年以下の場合 百分の八十
- 三 勤続期間が十六年以上十九年以下の場合 百分の九十

(昭三〇条例八・昭三二条例三二・昭三二条例四九・昭三九条例七〇・昭四一条例六四・昭四八条例四六・昭五七条例四五・昭五九条例四・昭六一条例七・昭六一条例四三・平三条例四四・平五条例六・平九条例六三・平一八条例六三・平二一条例七〇・平二七条例八一・一部改正)

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続して退職した普通職員であつた者(法第二十八条の二第一項の規定により退職した普通職員であつた者(法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した普通職員であつた者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した普通職員であつた者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した普通職員であつた者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した普通職員であつた者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した普通職員であつた者(次条第一項の規定に該当する者を除く。)であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した普通職員であつた者で、通勤による特定傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(昭三〇条例八・全改、昭三二条例四六・昭三二条例四九・昭三三条例三六・昭三七条例七〇・昭四八条例四六・昭五九条例四・昭六一条例七・昭六二条例三九・平三条例四四・平九条例六三・平一三条例六・平一八条例六三・平二一条例七〇・一部改正)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した普通職員であつた者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の特定傷病若しくは死亡により退職した普通職員であつた者又は二十五年以上勤続して退職した普通職員であつた者(法第二十八条の二第一項の規定により退職した普通職員であつた者(法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した普通職員であつた者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した普通職員であつた者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した普通職員であつ

た者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した普通職員であつた者若しくは勤務公署の移転により退職した普通職員であつた者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した普通職員であつた者で、通勤による特定傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(昭三二条例四九・全改、昭三七条例七〇・昭三九条例一一二・昭四二条例四三・昭四八条例四六・昭五九条例四・昭六一条例七・平三条例四四・平九条例六三・平一三条例六・平一八条例六三・平二一条例七〇・一部改正)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した普通職員であつた者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例又は規則が制定された場合において、当該条例又は規則による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は国家公務員、他の地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下同じ。）の公務員（同項に規定する特定地方独立行政法人に使用される者を含む。以下同じ。）、第九条の二第一項に規定する特定公庫等職員（他の法律の規定により、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）、第十条第一項に規定する県立大学法人の役員若しくは同項に規定する県立大学法人に使用される者として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第九条第六項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十四条第一項若しくは第十六条第一項の規定により一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員、第九条の二第一項に規定する特定公庫等職員又は第十条第一項に規定する県立大学法人の役員若しくは同項に規定する県立大学法人に使用される者となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第九条第五項に規定する国家公務員又は他の地方公共団体の公務員から引き続いて職員となつた者その他特殊の事情がある者の同項に規定する規則で定める在職期間

三 第九条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

四 第九条の二第二項に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

五 第十条第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する県立大学法人の役員としての引き続いた在職期間

六 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

(平一八条例六三・追加、平二一条例七〇・一部改正)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した普通職員であつた者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三号)第二条に規定する定年退職日から一年前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、
第五条の二第一項第二号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したもの

		とし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	---

(昭六一条例七・追加、平九条例六三・一部改正、平一八条例六三・旧第五条の二
 繰下・一部改正、平二一条例七〇・一部改正)

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第五条の四 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たつては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(昭三七条例七〇・追加、昭四三条例四六・一部改正、昭六一条例七・旧第五条の二
 繰下・平三条例四四・一部改正、平一八条例六三・旧第五条の三繰下)

(勸奨の要件)

第五条の五 勸奨を受けて退職した普通職員であつた者に係る当該勸奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(昭六一条例七・追加、平九条例六三・一部改正、平一八条例六三・旧第五条の四
 繰下)

(退職手当の基本額の最高限度額)

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(昭三七条例七〇・全改、昭六一条例七・平九条例六三・平一八条例六三・一部改正)

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
- 二 六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(平一八条例六三・追加)

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	これらの	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の
第六条の二	第五条の二第一項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の
	同項第二号イ	第五条の三の規定により読み替えて適用する同項第二号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第六条の二第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第六条の二第二号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	第五条の二第一項第二号イ	第五条の三の規定により読み替えて適用

	する第五条の二第一項第二号イ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(平一八条例六三・追加)

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した普通職員であつた者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第二十八条第二項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）及び法第二十九条第一項の規定による停職、職員の分限に関する条例（昭和二十六年福島県条例第七十号。以下この項において「分限条例」という。）第二条第一号（職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして規則で定める要件を満たすものを除く。）又は第五号（その原因が公務上の災害及び通勤による災害である場合を除く。）の規定による休職及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年福島県条例第八号）附則第五条の規定による改正前の分限条例第二条第一号（職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして規則で定める要件を満たすものを除く。）、第二号又は第四号の規定による休職並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）又は旧義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）に基づく育児休業（以下「育児休業」という。）その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分

に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 七万四百万円
- 二 第二号区分 六万五千万円
- 三 第三号区分 五万九千五百五十円
- 四 第四号区分 五万四千五百五十円
- 五 第五号区分 四万三千三百五十円
- 六 第六号区分 三万二千五百円
- 七 第七号区分 二万七千円
- 八 第八号区分 二万七千円
- 九 第九号区分 零

2 退職した普通職員であつた者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第六号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した普通職員であつた者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する特定傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

二 退職した普通職員であつた者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

四 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一八条例六三・追加、平二一条例七〇・平二七条例一七・一部改正)

(普通職員の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
- 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
- 四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例の適用を受ける普通職員（以下この項において「一般普通職員」という。）については同条例に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいい、その他の普通職員については一般普通職員の基本給月額に準じて規則で定める額をいう。

(平一八条例六三・追加、平二一条例七〇・一部改正)

第七条 第三条から第五条の二までの規定による退職手当の基本額の算定の基礎となる給料月額は、普通職員が退職の日又は特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されていない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

(昭三〇条例八・昭三二条例三二・昭三二条例四九・平一八条例六三・一部改正)

(知事等の退職手当の額)

第八条 次の各号に掲げる者（以下「知事等」という。）に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の当該知事等としての在職期間の月数を乗じ、これに当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の月数は、第九条第二項の規定にかかわらず、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- 一 知事 百分の五十三・六
- 二 副知事 百分の四十五・四
- 三 教育長 百分の二十七・一
- 四 病院事業管理者 百分の二十七・一

五 常勤の監査委員 百分の十六・四

六 常勤の人事委員会委員 百分の十六・四

七 知事の秘書 百分の十二・六

(昭二九条例三一・全改、昭三〇条例八・昭三二条例三二・昭三七条例七〇・平九
条例六三・平一一条例五三・平一五条例九二・平一六条例一四・平一八条例六三・
平一九条例四・平二一条例七〇・平二六条例一三・平三〇条例二・一部改正)

第八条の二 知事等が退職した場合においてその者が退職の日若しくはその翌日に職員となつたとき、又は普通職員が退職した場合においてその者が退職の日若しくはその翌日に知事等となつたときに当該者がその接続する前後の在職期間を通算することを申し出た場合は、第九条第三項ただし書の規定にかかわらず、当該接続する職員としての在職期間を通算する。この場合において、知事等（国家公務員から引き続いて職員となつた者を除く。）が退職し、その者が退職の日又はその翌日に知事等となつたときは、同一の職であつた場合に限り、在職期間を通算する。

2 前項の規定により在職期間を通算される職員及び国家公務員から引き続いて知事等となつた者が退職した場合にその者に対して支給する退職手当の額は、第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者の最終の退職に係る知事等としての在職期間（前項の規定により職員としての在職期間を接続した後の知事等としての在職期間に通算される当該接続前の職員としての引き続いた在職期間を除く。）にあつては、当該在職期間を基礎として、前条の規定により計算した額

二 その者の前号に規定する在職期間以外の知事等としての在職期間（前項の規定により通算される普通職員としての在職期間及び最初の知事等としての在職期間に通算される国家公務員としての引き続いた在職期間を除く。）にあつては、前項の規定の適用がなかつたとした場合に知事等としての各在職期間について支給されるべきであつた退職手当の額の合計額

三 その者の最初の知事等としての在職期間に通算される国家公務員としての引き続いた在職期間にあつては、国家公務員を退職したときに国家公務員退職手当法第二十条第二項の規定の適用がなかつたとした場合に同法その他の法令の規定により支給されるべきであつた退職手当の額に相当する額

四 前三号の期間以外の職員としての引き続いた在職期間にあつては、当該在職期間につ

いて次条の規定により計算した期間を勤続期間(前三号の期間以外の期間が引き続かないときは、各々の期間について同条の規定により計算した期間の合計した期間)として、かつ、普通職員として最後に退職した日における給料月額を退職日給料月額として、普通職員として最後に退職した日における普通職員の例により計算した額

- 3 第一項の規定による申出は、その者が普通職員となり、又は知事等となつた日から二週間以内に知事に対してしなければならない。

(昭三二条例三二・追加、昭三二条例四九・昭六一条例七・平九条例六三・平一八条例六三・平二一条例七〇・平二六条例一三・平二七条例一七・一部改正)

(勤続期間の計算)

第九条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合(第十四条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。ただし、知事等が退職した場合においてその者が退職の日若しくはその翌日に再び職員となり、又は普通職員が退職した場合においてその者が退職の日若しくはその翌日に知事等となつたときの在職期間の計算については、この限りでない。
- 4 前三項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数(法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間についてはその月数、育児休業又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの間であつて、現実に職務をとることを要した期間のあつた日を除いた月に限る。))についてはその月数の三分の一に相当する月数)を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項及び旧新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第十五条第二項の規定に基づき他の地方公共団体に派遣された普通職員が当該他の地方公共団体に勤務する在職期間については、この限りでない。
- 5 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員から引き続いて職員となつた者その他特殊の事情がある者の在職期間の計算については、規則で定める。

- 6 前各項の規定により計算した在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条第一項又は第五条第一項の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。
- 7 前項の規定は、第六条の五、前二条及び第十一条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 8 第十一条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

（昭二九条例一四・昭二九条例五六・昭三二条例四九・昭三四条例五・昭三六条例三七・昭三七条例七〇・昭四一条例六四・昭四三条例四六・昭四五条例四〇・昭四六条例三・昭四八条例四六・昭五一条例四七・昭五九条例四・昭六三条例八・平三条例四四・平四条例一三・平五条例六・平九条例六三・平一三条例六・平一五条例五・平一六条例一四・平一八条例六三・平二一条例七〇・一部改正）

（特定公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者等の在職期間の計算）

第九条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて福島県道路公社、福島県土地開発公社、公益財団法人福島県農業振興公社、地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人、国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等その他の規則で定める法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「特定公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 特定公庫等職員が、当該特定公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における特定公庫等職員としての在職期間については前条（第五項を除く。）の規定を準用するほか、次に掲げる期間を特定公庫等職員としての在職期間として計算するものとする。

一 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員又は他の地方公共団体（地方公共団体のうち、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は特定公庫等に相当する公庫等（以下「地方公庫等」という。）に使用される者（以下「地方公庫等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は当該地方公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体の公務員となつた場合に、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公庫等職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することを定めているものに限る。）の公務員（以下「特定地方公務員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員又は特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

二 国家公務員又は特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合においては、国家公務員又は特定地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

三 特定公庫等職員が、当該特定公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員又は特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員又は特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後さらに引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

4 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型

一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人に使用される者(以下「移行型法人職員という。’)となり、かつ、引き続き当該移行型法人職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型法人職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

- 5 特定公庫等又は規則で定める法人に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

(昭四八条例四六・全改、昭六二条例三九・平一三条例六・平一六条例一四・平一八条例六三・平二一条例七〇・平二六条例一三・令元条例二六・一部改正)

(県立大学法人の役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第十条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて県立大学法人(地方独立行政法人法第六十八条に規定する公立大学法人のうち県が設立した公立大学法人をいう。以下同じ。)(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該県立大学法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該県立大学法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となるため退職し、かつ、引き続き当該県立大学法人の役員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第九条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の場合における県立大学法人の役員としての在職期間の計算については、第九条(第五項を除く。)の規定を準用する。

(平一八条例六三・追加、平二一条例七〇・旧第九条の三繰下・一部改正)

(失業者の退職手当)

第十一条 勤続期間十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をい

う。以下この条において同じ。)にあつては、六月以上)で退職した職員であつた者(第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。)であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員に準ずる者として規則で定める者(以下「職員等」という。))であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、同号ア又はイに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下「基準勤続期間」という。)の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、当該退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第二号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- 一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び次条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)の額
- 二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額

ア 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

イ 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

2 勤続期間十二月以上(特定退職者にあつては、六月以上)で退職した職員であつた者(第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、その者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(一年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第三項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない。

4 勤続期間六月以上で退職した職員であつた者(第六項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が

第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

5 勤続期間六月以上で退職した職員であつた者（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

6 勤続期間六月以上で退職した職員であつた者であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

7 勤続期間六月以上で退職した職員であつた者であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当とし

て、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

8 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第四十一条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

9 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

二 その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合

四 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合

10 第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第三十六条第一項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第四項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

- 二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
- 三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第三十七条第三項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
- 四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める就業促進手当の額に相当する金額
- 五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額
- 六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
- 11 前項第三号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 12 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
- 13 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当の区分に応じ、当該各号に定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
 - 一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給があつた日数に相当する日数
 - 二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
- 14 第十項の規定は、第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第四項又は第五項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当

の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第十項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

15 偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第十条の四の規定の例による。

16 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

(昭五〇条例三五・全改、昭六〇条例一・昭六一条例七・平元条例七三・平六条例八四・平九条例六三・平一二条例一九四・平一三条例六・平一五条例六一・平一九条例五四・平二二条例四四・平二八条例九〇・平二九条例四九・令四条例六八・一部改正)

(予告を受けない退職者の退職手当)

第十二条 職員の退職が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条及び第二十一条又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付又はこれらに相当する給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(昭三〇条例七三・全改)

(定義)

第十三条 この条から第二十条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 懲戒免職等処分 法第二十九条第一項から第三項までの規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- 二 退職手当管理機関 法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第二十条までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの条か

ら第二十条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関)をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの条から第二十条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関)をいう。

(平二一条例七〇・全改)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした職員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者(当該退職をした職員であつた者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響その他の退職手当管理機関の規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 法第二十八条第四項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福島県報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(平二一条例七〇・追加、令元条例二六・一部改正)

(退職手当の支払の差止め)

第十五条 退職をした職員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職

をしたとき。

二 退職をした職員であつた者に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした職員であつた者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした職員であつた者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした職員であつた者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当の額を支払うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした職員であつた者について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした職員であつた者の遺族（退職をした職員であつた者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当の支払いを差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければな

らない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十一条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十一条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当は、支払わない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

(平九条例六三・追加、平一八条例六三・一部改正、平二一条例七〇・旧第十三条の二繰下・一部改正、平二七条例一一〇・令元条例二六・一部改正)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十六条 退職をした職員であつた者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした職員であつた者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十四条第一項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした職員であつた者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第二十九条第三項の規定による懲戒免職等処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした職員であつた者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした職員であつた者の遺族(退職をした職員であつた者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十四条第一項に規定する規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 福島県行政手続条例(平成七年福島県条例第五十五号。以下「行政手続条例」という。)

第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

- 5 第十四条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(平二一条例七〇・追加、令元条例二六・一部改正)

(退職をした職員であつた者の退職手当の返納)

第十七条 退職をした職員であつた者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者に対し、第十四条第一項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした職員であつた者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額(当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の支給を受けていなければ第十一条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十九条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第十九条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした職員であつた者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした職員であつた者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした職員であつた者が第十一条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年

以内に限り、行うことができる。

- 4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受け
るべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第十四条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

(平二一条例七〇・追加、令元条例二六・一部改正)

(遺族の退職手当の返納)

第十八条 死亡による退職をした職員であつた者の遺族(退職をした職員であつた者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十四条第一項に規定する規則で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額(当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第十四条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(平二一条例七〇・追加)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十九条 退職をした職員であつた者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、当該一般の退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第十七条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退

職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十七条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十七条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十五条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十七条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十七条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職

手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十七条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第十四条第一項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の退職手当管理機関の規則で定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第十四条第二項並びに第十七条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第十七条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（平二一条例七〇・追加、令元条例二六・一部改正）

（人事委員会への諮問）

第二十条 退職手当管理機関は、第十六条第一項第三号若しくは第二項、第十七条第一項、第十八条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

（平二一条例七〇・追加）

（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）

第二十一条 職員が退職した場合（第十四条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定に

よる退職手当は、支給しない。ただし、知事等が退職した場合においてその者が退職の日若しくはその翌日に再び職員となつたとき又は普通職員が退職した場合においてその者が退職の日若しくはその翌日に知事等となつたときに、第八条の二第一項の規定による申し出を行わなかつた場合は、この限りでない。

- 2 退職した職員であつた者が引き続いて国家公務員又は他の地方公共団体の公務員となり、国又は他の地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が国又は当該地方公共団体の退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の国家公務員又は当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算されることとなるときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 3 職員が第九条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定公庫等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により引き続いて移行型法人職員となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 5 職員が第十条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて同項に規定する県立大学法人の役員となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 6 職員が、引き続いて県立大学法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が退職手当を支給されないで県立大学法人の役員又は県立大学法人に使用される者（以下この項においてこれらを「県立大学法人職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続いて当該県立大学法人職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該県立大学法人職員としての勤続期間に通算されることと定めているものに限る。）において県立大学法人職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）となるため退職をし、かつ、引き続いて当該県立大学法人職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（昭二九条例一四・平九条例六三・平一六条例一四・一部改正、平二一条例七〇・旧第十四条繰下・一部改正）

（雑則）

第二十二条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭三二条例三二・一部改正、平二一条例七〇・旧第十六条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職による退職手当について適用する。
- 2 昭和二十八年七月三十一日以前の退職による退職手当の支給については、なお、従前の例による。
- 3 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員及び同年同月同日以後昭和二十九年六月三十日まで国若しくは他の地方公共団体の警察の職員として引き続き在職していた警察職員（以下「特定警察職員」という。）の昭和二十八年七月三十一日以前における勤続期間については、知事が別に定めるものの外、それぞれ従前の例による。
- 4 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員が同年八月一日以後、又は特定警察職員が昭和二十九年七月一日以後第三条第一項に規定する事由により退職した場合において、前者については福島県職員退職手当支給条例（昭和二十五年福島県条例第十号）第二条の規定、後者については国家公務員等退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百四十二号）第三条の規定若しくは当該地方公共団体のこれに相当する規定を適用して計算した退職手当の額が第三条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつて、その者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。
- 5 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員及び特定警察職員の旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、附則第三項の規定にかかわらず、その者の勤続期間から除算しない。
- 6 昭和二十八年八月一日以後に死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。

(昭三七条例七〇・全改)

- 7 昭和二十年八月十五日において外地の官署に所属する職員であつた者、同日において外国政府に使用される者であつた者（職員又は国の職員若しくは他の地方公共団体の職員として在職した後引き続いて当該使用される者となつた者に限る。）その他の規則で定める者（以下「外地官署所属職員等」という。）で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から規則で定める期間内に再び職員となつたもの又は同年八月一日以後において当該期間内に国又は他の地方公共団体の職員となり、引き続き国又は当該他の地方公共団体の職員として在職した後引き続い

て再び職員となつたものの勤続期間(附則第三項に規定する勤続期間に該当するものを除く。)については、当該外地官署所属職員等であつた期間は、その者の昭和二十八年八月一日以後において最初に開始する職員又は国の職員若しくは他の地方公共団体の職員としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該国又は他の地方公共団体の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該国又は他の地方公共団体の職員としての在職期間に含まれるものとして、計算する。但し、本邦に帰還した日から当該職員又は国の職員若しくは他の地方公共団体の職員としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

(昭三六条例三七・追加)

8 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は前項に規定する者のうち、先に職員又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員として在職した後退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けて規則で定める退職(以下「特殊退職」という。)をし、かつ、再び職員となつて退職した場合におけるその者に対する第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福島県条例第四十六号。以下「条例第四十六号」という。)による改正前の第九条の二の規定にかかわらず、その者の再び職員となつて退職した日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た数とする。

一 その者が第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年福島県条例第七十号)附則第三項並びに条例第四十六号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当に相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間(昭和二十一年六月三十日以前に当該給与の支給を受けている場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た額に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当(第五条の規定又はこれに相当する規定の適

用を受けて特殊退職をした者については、第四条第一項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

(昭三六条例三七・追加、昭四八条例四六・昭六一条例七・平一八条例六三・平二一条例七〇・一部改正)

- 9 この条例の適用を受ける職員であつて、昭和二十年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、かつ、本邦に帰還していないもの(自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあつた者を除く。)が恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の規定によつて退職したものと認められたとき、又は昭和二十八年八月一日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、第四条の規定による退職手当(その退職の日が昭和二十八年七月三十一日以前の日であるときは、附則第三項の規定により従前の例によることとされる旧条例第三条の規定による退職手当)を支給する。この場合において、退職手当の計算の基礎となる給料月額は、その者が昭和二十年八月十五日において受けていた給料月額(その額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額)に対応する別表下欄に掲げる給料月額とする。

(昭三六条例三七・旧第七項繰下)

- 10 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した普通職員(条例第四十六号附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第十項」とする。

(平三条例四四・追加、平一五条例九二・平一八条例六三・平二一条例七〇・平二五条例一二・平三〇条例二・一部改正)

- 11 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した普通職員(条例第四十六号附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

(平三条例四四・追加、平一五条例九二・平一八条例六三・平二五条例一二・一部

改正)

- 12 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した普通職員（条例第四十六号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第十項の規定の例により計算して得られる額とする。

（平三条例四四・追加、平一八条例六三・一部改正）

- 13 福島県職員退職手当支給条例（昭和二十五年福島県条例第十号）及び福島県職員退職手当支給条例の臨時特例に関する条例（昭和二十七年福島県条例第四十九号）は、廃止する。

（昭二九条例五六・一部改正、昭三四条例三〇・旧第八項繰下、昭三六条例三七・旧第十項繰下、昭三六条例四六・旧第十二項繰下、昭三七条例七〇・旧第十三項繰上、平三条例四四・旧第十項繰下）

- 14 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて県が設立する地方独立行政法人法第六十八条に規定する公立大学法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該公立大学法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該公立大学法人の役員としての勤続期間に通算することと定めることとなる公立大学法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この項及び次項において同じ。）となるため退職し、引き続き当該公立大学法人の役員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第九条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（平一八条例六三・追加）

- 15 職員が前項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて県が設立した公立大学法人の役員となつた場合においては、この条例による退職手当は、支給しない。

（平一八条例六三・追加）

- 16 退職した普通職員であつた者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の変額改定で知事が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例又は規則の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含ま

ないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する職員の給与に関する条例の規定により給与が給料、扶養手当等に区分して支給される普通職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の普通職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

(平一八条例六三・追加)

- 17 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた職員（以下この項において「行方不明職員」という。）の生死が三月間分からない場合又は行方不明職員の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の規定の適用については、同日に、当該行方不明職員は、死亡したものと推定する。

(平二三条例七〇・追加)

- 18 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十一条第九項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「イ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

(平二九条例四九・追加、令元条例二六・令四条例六八・一部改正)

- 19 第二条第二項に規定する職員以外の者のうち、その勤務形態が職員に準ずる者（以下この項において「職員に準ずる者」という。）以外の者であつて、雇用関係が継続してい

る場合において職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日（一月間の日数（福島県の休日をも定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月（次項において「勤務月」という。）が引き続いて六月を超えるに至り、その超えるに至つた日以後引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件によつて任命権者の定めるところにより雇用することとされたものについては、当分の間、その者を職員に準ずる者とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。

（令元条例五一・追加、令四条例六八・一部改正）

20 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 一 前項の規定の適用を受ける者 その者の勤務月が引き続いて六月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- 二 引き続き前項に規定するものであるとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者のうち、勤務月が引き続いて六月を超えるに至るまでの間に引き続き職員となり、通算して六月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

（令元条例五一・追加）

別表

昭和二十年八月十五日 現在の給料月額	新給料月額	昭和二十年八月十五日 現在の給料月額	新給料月額
円 四〇	円 六、〇〇〇	円 一七五	円 一五、八〇〇
四五	六、二〇〇	一九〇	一六、四〇〇
五〇	六、六五〇	二〇五	一七、八〇〇
五五	七、一五〇	二二〇	一八、五〇〇
六五	七、六五〇	二四〇	二〇、〇〇〇

七五	八、一五〇	二六〇	二一、六〇〇
八五	八、六五〇	二八〇	二三、三〇〇
九五	九、二五〇	三〇〇	二五、一〇〇
一〇五	九、八五〇	三二〇	二七、三〇〇
一一五	一〇、六五〇	三六〇	二九、五〇〇
一二五	一一、五五〇	四〇〇	三一、九〇〇
一三五	一二、四五〇	四四〇	三四、五〇〇
一四五	一三、四〇〇	四八〇	三八、八〇〇
一六〇	一四、六〇〇	五二〇	四四、八〇〇

附 則（昭和二九年条例第一四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。

附 則（昭和二九年条例第三一号）

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した知事等の特別職の常勤の職員のうち施行日現在未だ従前の規定による退職手当を支給していない者に対する退職手当の額は、従前の規定にかかわらず、この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第八条の規定を準用して計算した額によるものとする。

附 則（昭和二九年条例第五六号）

- この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 昭和二十八年七月十五日以降同年八月三十一日までの間に、国家地方警察の警察官を退職し、国家公務員としての在職期間（国家公務員としての在職期間とみなされた在職期間を含む。）につき退職手当の支給を受けた場合においても、その支給が、退職の日又はその翌日以内に就職した地方公共団体の退職手当に関する条例に、国家公務員としての在職期間を通算できる旨の定がないために、支給されたものである限り、その者がこの条例の適用を受ける職員となつた日以後一箇月以内にその支給を受けた退職手当に相当する額の金額を県に納付したときは、支給を受けた退職手当に対応する国家公務員としての在職期間（国家公務員としての在職期間とみなされた在職期間を含む。）は、職員としての勤続期間に通算できるものとする。

附 則（昭和三〇年条例第八号）抄

- この条例は、公布の日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、警察職員の臨時待命に関する条例（昭和二十九年福島県条例

第五十八号) 第八条第二項の規定の適用については、前項の規定による改正前の退職手当条例第五条の規定は、なお、効力を有するものとする。

- 4 第二項の規定による改正後の退職手当条例第四条の規定は、知事が別に定めるまでの間、同条中「二十年以上勤続しその者の非違によることなく勸し^レようを受けて退職した普通職員」と「その者の非違によることなく勸し^レようを受けて退職した普通職員」に読み替えて適用するものとする。

附 則 (昭和三〇年条例第七三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年九月一日から適用する。
- 2 この条例の適用日前の退職により支給する改正後の福島県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十一条の規定による退職手当については、なお従前の例による。
- 3 この条例の適用日以後において新条例第十一条の規定を適用する場合の勤続期間が六月以上十月未満で退職した者で、この条例の適用日前の当該勤続期間が六月以上であるものに支給する同条の規定による退職手当については、なお従前の例による。
- 4 船員法第一条に規定する船員である職員(恩給法(大正十二年法律第四十八号)の適用を受ける者を除く。)に支給する新条例第十一条の規定による退職手当については、なお改正前の福島県職員の退職手当に関する条例第十一条の規定の例による。
- 5 昭和三十二年十月三十一日前に退職する職員に対する新条例第十一条第一項第四号の規定の適用については、同号中「二百七十日」とあるのは、「二百十日」とする。

附 則 (昭和三二年条例第四六号) 抄

改正 昭和三七年一二月二五日条例第七〇号

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十二年十一月一日から施行し、同年四月一日から適用する。
(福島県職員の退職手当に関する条例等の読替)
- 36 職員に暫定手当が支給される間、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第五条第三項中「給料及び扶養手当」とあるのは「給料、扶養手当及び暫定手当」と、改正後の福島県警察職員退職手当臨時措置条例第二条中「給料及び扶養手当」とあるのは「給料、扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(昭三七条例七〇・一部改正)

附 則 (昭和三二年条例第四九号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する職員のうち、先に職員として在職し、所属長の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つていたもので規則で定めるものの職員となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者その他の者で規則で定めるものが、年齢五十年以上で退職した場合には、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第五条の規定に該当する場合のほか、当分の間、規則で定めるところにより、同条の規定による退職手当を支給することができる。

附 則（昭和三三年条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。

附 則（昭和三四年条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年条例第三〇号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月一日から適用する。

2 この条例の適用の日以後この条例の施行の日までに退職した者又はその者の遺族に対する退職手当は、この条例による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額とこの条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額とのいずれか多い額による。

附 則（昭和三六年条例第三七号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第九条第八項及び第十一条の規定は、昭和三十五年四月一日から適用し、新条例第九条の二の規定は、昭和三十六年四月一日以後の退職に係る退職手当について、新条例附則第七項の規定は、昭和三十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について、新条例附則第八項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 昭和三十八年八月一日から昭和三十六年二月二十八日までの期間（以下「適用期間」という。）内に退職した者につき、新条例附則第七項の規定を適用してその退職手当を計算する場合においては、勤続期間に関する事項のうち同項に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる給料月額その他当該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者について適用されていた退職手当の支給に関する規定（以下「退職時の規定」という。）によるものとする。

- 4 適用期間内に退職した者で新条例附則第七項の規定の適用を受けるもの(そのものの退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族)が適用期間内に死亡した場合には、当該退職に係る新条例及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族(当該退職した者の退職が死亡による場合には、その者の他の遺族)で適用期間内に死亡したもの以外のものに対し、その請求により、支給する。
- 5 新条例第十五条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であつた者」と読み替えるものとする。
- 6 適用期間内に退職した者で新条例附則第七項の規定の適用を受けるものに退職時の規定に基づいてこの条例の施行前に既に支給された退職手当(その者の退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の規定に基づいてこの条例の施行前に既に支給された退職手当)は、新条例の規定による退職手当(前二項に規定する遺族に支給すべき新条例の規定による退職手当を含む。)の内払いとみなす。

附 則 (昭和三六年条例第四六号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日以後の退職にかかる退職手当について適用する。

附 則 (昭和三七年条例第七〇号)

改正 昭和三十八年七月二〇日条例第四六号

昭和三十九年三月二五日条例第七号

平成一八年三月二二日条例第六三号

平成二一年七月一四日条例第七〇号

- 1 この条例中、福島県職員の退職手当に関する条例第二条の改正規定は規則で定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(昭和三十八年規則第一〇号で昭和三十八年二月五日から施行)

- 2 この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和三十七年十二月一日(以下「適用日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお、従前の例による。
- 3 適用日の前日に在職する職員で新条例第二条の職員に該当するもの(この条例による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第十項に規定する職員に対する第一号及び第二号の規定の適用については、当該職員のうち旧条例附則第十一项に規定する職員とする。)が適用日以後に次の各号に掲げる退職(公務上の死亡

以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「退職手当条例」という。)第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 退職手当条例第三条第一項又は第五条第一項の規定に該当する退職(傷病又は死亡による退職に限る。) その者につき旧条例第四条(死亡により退職した者にあつては、旧条例附則第六項を含む。以下この項において同じ。)の規定により計算した退職手当の額と退職手当条例第三条第一項又は第五条第一項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

二 退職手当条例第六条又は第六条の二の規定に該当する退職 その者につき旧条例第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と退職手当条例第二条の四、第三条、第五条から第五条の三まで及び第六条から第六条の四までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(昭四八条例四六・昭六一条例七・平一八条例六三・平二一条例七〇・一部改正)

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和三九年条例第一一二号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年八月一日から適用する。

附 則(昭和三十九年条例第六四号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年十月一日から適用する。

附 則(昭和三十九年条例第四三号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。

(昭和三十九年規則第一一五号で昭和三十九年一月二六日から施行)

2 この条例中第十七条(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。)及び第十七条の二(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。)の改正規定以外の改正規定、附則第九項及び第十一項の規定並びに附則第十四項の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定及び附則第十五項の規定による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する

条例の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則（昭和四三年条例第四六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第九条第四項の改正規定は、昭和四十三年十二月十四日から適用する。
- 2 この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第九条第四項の規定は、昭和四十三年十二月十四日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年条例第四〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 職員（福島県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年福島県条例第七十号。以下「昭和三十七年改正条例」という。）附則第二項に規定する適用日（以下「適用日」という。）前にこの条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第九条の二第一項に規定する公庫等職員となるため退職をした場合（昭和三十七年改正条例附則第三項の規定の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。）におけるその者に対する同条第一項及び第三項の規定の適用については、「第五条の規定による退職手当」とあるのは、「第五条の規定による退職手当に相当する退職手当」とする。
- 3 新条例第九条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する職員のうち、次の表の上欄に掲げる者については、同条第二項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
昭和三十七年改正条例附則第三項の規定の適用を受ける者	第三条から第五条まで及び第六条	福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年福島県条例第七十号）附則第二項
適用日前に新条例第九条の二第一項の退職をした者	支給を受けた退職手当	この条例の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

- 4 失業保険金に相当する退職手当（新条例第十一条第三項に規定する失業保険金に相当する退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有

する者（以下「受給資格者」という。）で、次の各号に掲げるものに対しては、昭和五十年三月三十一日までの間、同条第一項から第五項までに定めるもののほか、必要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付に相当する退職手当を支給することができる。

一 就職するに至った者で、その就職するに至った日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数（当該受給資格に係る基準日数（新条例第十一条第一項ただし書に規定する基準日数をいい、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、当該基準日数に新条例第十一条第四項の規定により失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。以下同じ。）から当該支給資格に係る待期日数（新条例第十一条第一項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数（その日数が、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数（待期日数から、当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至った日までの失業の日数を控除した日数をいう。）を控除した日数をこえるときは、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数）をいう。以下同じ。）が当該受給資格に係る基準日数の二分の一以上であるものについては、就職支度金

二 公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を変更する者については、移転費

5 前項第一号に掲げる就職支度金に相当する退職手当（以下「就職支度金に相当する退職手当」という。）の額は、次に掲げる額とする。

一 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の三分の二以上である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の五十日分に相当する額

二 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の三十日分に相当する額

6 前項第一号又は第二号に規定する受給資格者であつて、就職するに至った日の前日における支給残日数が百五十日以上であるものに係る就職支度金に相当する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、失業保険金に相当する退職手当の二十日分に相当する額を同項第一号又は第二号に掲げる額に加算した額とする。

- 7 就職支度金に相当する退職手当及び附則第四項第二号に掲げる移転費に相当する退職手当（以下「移転費に相当する退職手当」という。）は、別に規則で定めるもののほか、それぞれ失業保険法第二十七条の三第一項に規定する就職支度金及び同法第二十七条の四第一項に規定する移転費に相当する金額を当該就職支度金及び移転費の支給の条件に従い支給する。
- 8 失業保険法第二十三条の二の規定は、詐欺その他不正の行為によつて就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。
- 9 新条例第十一条第十項の規定は、就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当について準用する。

附 則（昭和四六年条例第三号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四六年条例第四七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年条例第四六号）

改正 昭和五七年三月二三日条例第二号
昭和六一年三月二五日条例第七号
昭和六二年七月一七日条例第三九号
平成一五年一二月二六日条例第九二号
平成一八年三月二二日条例第六三号
平成一八年一二月一九日条例第一〇四号
平成二一年七月一四日条例第七〇号
平成二三年七月一二日条例第七一号
平成二五年三月二六日条例第一二号
平成三〇年三月二三日条例第二号
令和元年一〇月八日条例第二六号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用日等）

- 2 この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）

の規定は、昭和四十七年十二月一日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第九条の二の規定は、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）の施行の日（昭和四十八年五月十七日。以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年福島県条例第七十号。以下「条例第七十号」という。）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 改正後の条例第七十号附則第三項の規定は、適用日以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

（平二一条例七〇・一部改正）

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

- 5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第九条の二第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に国若しくは他の地方公共団体の職員（以下「国の職員等」という。）として在職する者で、指定法人職員又は国の職員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に、福島県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福島県条例第三十五号。以下「退職手当条例」という。）第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。

（昭五七条例二・昭六一条例七・平一五条例九二・平一八条例六三・平二一条例七〇・平二五条例一二・平三〇条例二・一部改正）

- 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

（昭五七条例二・平一五条例九二・平一八条例六三・平二一条例七〇・平二五条例

一二・一部改正)

- 7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

(昭六一条例七・平一五条例九二・平一八条例六三・平二一条例七〇・平二五条例一二・一部改正)

- 8 条例第七十号附則第三項の規定の適用を受ける職員で前三項の規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第七十号附則第三項並びに前三項又は附則第十八項の規定にかかわらず、その者につき条例第七十号による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と退職手当条例及び前三項又は附則第十八項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

(昭六一条例七・平一八条例六三・平二一条例七〇・一部改正)

(特定指定法人から復帰した職員等に関する経過措置)

- 9 法施行日前に旧条例第九条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する公庫等で法施行日において新条例第九条の二第一項に規定する特定公庫等に該当するもの(以下「特定指定法人」という。)において使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の退職手当条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(平二一条例七〇・一部改正)

- 10 前項に規定する者が法施行日以後に退職手当の支給を受けることとなる場合において、その者が適用日以後の退職につき旧条例の規定による退職手当の支給を受けている者であるときは、附則第二項の規定にかかわらず、前項の規定は、当該旧条例の規定により支給を受けた退職手当については、適用しない。

- 11 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(平二一条例七〇・一部改正)

12 前項の規定に該当する者が適用日から法施行日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定指定法人に使用される者となつた場合におけるその者の退職手当条例第九条第一項の規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平二一条例七〇・一部改正)

13 退職手当条例第二十一条第三項の規定は、附則第十一項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて特定公庫等職員(退職手当条例第九条の二第一項に規定する特定公庫等職員をいう。以下この項において同じ。)となるため退職し、かつ、引き続いて特定公庫等職員となつた場合について準用する。

(平二一条例七〇・一部改正)

14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、退職手当条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第七十号附則第三項並びに附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第七十号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

一 退職手当条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第七十号附則第三項並びに附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

二 その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

(昭六一条例七・平一八条例六三・平一八条例一〇四・平二一条例七〇・一部改正)

15 退職手当条例附則第八項及びこの条例の附則第九項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、退職手当条例附則第八項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当(退職手当条例附則第八項第二号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた退職手当条例の規定による退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。)の額と、当該退職手当の支給を受け

た日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

(平一八条例一〇四・平二一条例七〇・一部改正)

- 16 附則第九項又は附則第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）及び法施行日前に職員の分限に関する条例（昭和二十六年福島県条例第七十号）第二条第三号の規定により特定指定法人職員となるため休職し、引き続き特定指定法人職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者（第二十項において「分限休職により特定指定法人職員として在職し、再び職員となつた者」という。）が、適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、退職手当条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第七十号附則第三項並びに附則第五項から附則第八項まで又は附則第十四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が休職し特定指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第七十号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(昭六一条例七・平一八条例一〇四・平二一条例七〇・一部改正)

(その他の経過措置)

- 17 法施行日前に、旧条例第九条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き指定法人職員となつた者（附則第九項に規定する者を除く。）の新条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、なお従前の例による。
- 18 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、新条例第三条から第六条まで、条例第七十号附則第三項及びこの条例の附則第五項から附則第七項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。
- 一 その者が新条例第三条から第六条まで、条例第七十号附則第三項及びこの条例の附則第五項から附則第七項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものと

した場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

- 二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた給料月額に対する割合(職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合)

(昭六一条例七・平一八条例一〇四・平二一条例七〇・一部改正)

- 19 退職手当条例附則第八項及びこの条例の附則第十七項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第八項の規定にかかわらず、当該退職の日における給料月額に同項第一号に掲げる割合から同項第二号に掲げる割合と附則第十八項第二号に掲げる割合とを合計した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(平二一条例七〇・一部改正)

- 20 附則第十七項の規定の適用を受ける者(他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)及び法施行日前に分限休職により特定指定法人職員として在職し、再び職員となつた者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、退職手当条例第二条の四から第五条の三まで及び退職手当条例第六条から第六条の五まで、条例第七十号附則第三項並びに附則第五項から附則第八項まで又は附則第十八項の規定にかかわらず、同項(条例第七十号附則第三項の規定の適用を受ける者で附則第五項から附則第七項までの規定に該当するものにあつては、附則第八項)の規定により計算した額からその者が休職し特定指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第七十号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

(昭六一条例七・平一八条例一〇四・平二一条例七〇・一部改正)

- 21 法施行日前に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、法施行日において特定公庫等のうち福島県土地開発公社、福島県農業開発公社又は国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令(昭和四十八年政令第百三十四号)による改正後の国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第百二十五号)第九条の二第七十二号から第八十九号までに掲げる法人に該当するもの(以下「福島県土地開発公社等」という。)に使用さ

れる者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため旧条例第九条の二第一項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き福島県土地開発公社等に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の退職手当条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、附則第九項中「旧条例第九条の二第一項の規定に該当する退職」とあるのは、「旧条例第九条の二第一項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（昭六二条例三九・平二一条例七〇・一部改正）

22 前項に規定する者のうち適用日に福島県土地開発公社等に使用される者として在職する者で引き続いて職員となつたものは、適用日に在職する職員とみなして、附則第五項から附則第八項までの規定を適用する。

（内払い）

23 適用日からこの条例の施行の日の前日までの期間内に退職した者（当該退職が死亡による場合には、その遺族）に旧条例の規定により支給された退職手当は、新条例の規定及び附則の規定による退職手当の内払いとみなす。

（規則への委任）

24 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表

（平一八条例一〇四・追加、平二三条例七一・令元条例二六・一部改正）

平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年二・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	年三・二パーセント
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
令和二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則（昭和五〇年条例第三五号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十一条の規定は、昭和五十年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 適用日前に退職した職員のうち、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第十一条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第十一条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - 一 新条例第十一条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。
 - 二 新条例第十一条第一項第二号に規定する基本手当の日額が旧条例第十一条第一項第二号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から適用日の前日までの間の日数が同項に規定する待期日数に満たないものに係る新条例第十一条第一項に規定する待期日数については、旧条例第十一条第一項第二号に規定する失業保険金の日額に同項に規定する待期日数のうち適用日以後の日数を乗じて得た額を新条例第十一条第一項第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数とする。
 - 三 新条例第十一条第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第十一条第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第八項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。
 - 四 新条例第十一条第三項から第五項まで及び第六項第一号の規定は、適用しない。

五 旧条例第十一条第三項又は第五項第一号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第十一条第六項第二号又は第七項第一号の例に準じて知事が指示した公共職業訓練等とみなす。

5 適用日以後この条例の施行の日の前日までの間に退職した職員に係る必要な経過措置については、規則で定める。

6 適用日以後この条例の施行の日の前日までの期間に係る旧条例第十一条の規定により支払われた退職手当は、新条例第十一条の規定による退職手当の内払とみなす。

附 則（昭和五一年条例第四七号）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定及び次項の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和五七年条例第二号）

1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第六項又は第七項において例による場合を含む。）及び同条例附則第六項の規定の適用については、昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間においては同条例附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十七」と、同条例附則第六項中「三十八年」とあるのは「四十年」とし、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間においては同条例附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十三」と、同条例附則第六項中「三十八年」とあるのは「三十九年」とする。

附 則（昭和五七年条例第四五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年条例第四号）

1 この条例は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号）附則第三条の規定により退職した職員（同条の規定により退職すべき職員で、同法附則第四条において準用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の三の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。）に対する退職手当の額は、定年に達したことにより退職した職員の例により計算した額とする。

附 則（昭和六〇年条例第一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係るこの条例による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第十一条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第十一条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関するこの条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十一条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - 一 新条例第十一条第一項又は第二項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。
 - 二 新条例第十一条第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第十一条第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第九項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。
- 三 新条例第十一条第六項又は第七項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。
- 四 雇用保険法第十九条第一項（同法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）及び同法第三十三条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に関しては、新条例第十一条第一項中「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十四号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第三条第一項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第二項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第八項中「同条の規定による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第九項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第三条第一項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第六項及び第七項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第七条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。

五 新条例第十一条第三項から第五項までの規定は適用しない。

- 4 前二項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和五十九年八月一日から施行日の前日までの間における旧条例第十一条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十四号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第二号、同条第二項から第七項までの規定、第十一項及び第十二項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 5 前三項の規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和五十九年八月一日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十四号）附則第九条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第十一条第十項第三号の二に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。
- 6 附則第二項から前項までの規定にかかわらず、昭和五十九年八月一日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第十一条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当（一般の退職手当等を除く。）の額は、規則で定めるところによる。
- 7 昭和五十九年八月一日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和五十九年八月一日から施行日の前日までの間に旧条例第十一条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。
- 8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（昭和六一年条例第七号）

改正 平成一八年三月二二日条例第六三号

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の五の規定は、この条例の施行日以後に行う勸奨について適用し、新条例第十三条第三項及び第十三条の二の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。

（平一八条例六三・一部改正）

- 3 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年福島県条例第七十号。以下「条例第七十号」という。）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福島県条例第四十六号。以下「条例第四十六号」という。）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条まで及び第六条、この条例による改正前の条例第七十号附則第三項又はこの条例による改正前の条例第四十六号附則第五項から第八項まで、第十四項から第十六項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十二項の規定により計算した場合の退職手当の額が、新条例第三条から第五条の二まで及び第六条、この条例による改正後の条例第七十号附則第三項又はこの条例による改正後の条例第四十六号附則第五項から第八項まで、第十四項から第十六項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十二項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 6 前項の規定は、施行日の前日に福島県職員の退職手当に関する条例第九条第五項に規定する国若しくは他の地方公共団体の職員として在職する者又は同日に福島県職員の退職手当に関する条例第九条の二第一項に規定する特定公庫等職員として在職する者のうち職員から引き続いて特定公庫等職員となつた者で、国若しくは他の地方公共団体の職員又は特定公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつたものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

附 則（昭和六一年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六二年条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定（第四条の規定を除く。）及び第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年条例第八号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年条例第七三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年条例第四四号）

改正 平成一八年三月二二日条例第六三号

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第五条の四及び第九条第四項の規定は、平成三年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（平一八条例六三・一部改正）

附 則（平成四年条例第一三号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年条例第六号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第八四号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年条例第六三号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第十三条の二の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（平成一一年条例第七号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行し、改正後の第二条第一項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（平成一一年条例第五三号）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 改正後の第八条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。ただし、この条例の施行の際現に在任する教育長が地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）附則第六十条第一項の規定により引き続き教育長として在任する場合には、当該教育長の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第一九四号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年条例第六号）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第九条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年条例第五号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第六一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第十一条第十項第四号及び第十三項の規定は、平成十五年五月一日以後に職業に就いた者に対する同条第十項第四号に掲げる退職手当の支給について適用し、同日前に職業に就いた者に対する改正前の職員の退職手当に関する条例第十一条第十項第三号の二及び第四号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年条例第九二号）

改正 平成一六年三月二六日条例第一四号

平成一八年三月二二日条例第六三号

平成二五年三月二六日条例第一二号

- 1 この条例は、平成十六年二月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、平成十七年二月一日から施行する。
- 2 平成十六年二月一日から平成十七年一月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例附則第十項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第六条の規定にかかわらず」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」とする。
- 3 平成十六年二月一日から平成十七年一月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第六項又は第七項において例による場合を含む。）及び同条例附則第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「第五条の二まで及び」とあるのは「第五条の二まで及び新条例第六条並びに」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」と、同条例附則第六項中「三十六年」とあるのは「三十五年を超え三十七年以下」と、同条例附則第七項

中「及び第五条の二」とあるのは「、第五条の二及び新条例第六条」とする。

(平一六条例一四・一部改正)

- 4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で福島県職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第十項の規定の例により計算して得られる額とする。

(平一八条例六三・平二五条例一二・一部改正)

附 則 (平成一六年条例第一四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
(福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年福島県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成一八年条例第六三号)

改正 平成二一年七月一四日条例第七〇号

平成二五年三月二六日条例第一二号

平成三〇年三月二三日条例第二号

(施行期日)

第一条 この条例中第一条の規定は平成十八年三月三十一日から、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の福島県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の福島県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十項から第十二項まで、附則第七条の規定による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三

十七年福島県条例第七十号。以下この条及び次条において「条例第七十号」という。) 附則第三項、附則第八条の規定による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福島県条例第四十六号。以下この条及び次条において「条例第四十六号」という。) 附則第五項から第八項まで並びに附則第十一条の規定による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年福島県条例第九十二号。以下この条及び次条において「条例第九十二号」という。) 附則第四項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であって、新条例第三条第二項に規定する特定傷病(以下単に「特定傷病」という。) 若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない特定傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で特定傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない特定傷病により退職したものを除く。) にあっては、百四分の八十三・七) を乗じて得た額が、新条例第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで及び附則第十項から第十二項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第七十号附則第三項、条例第四十六号附則第五項から第八項まで並びに条例第九十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 2 職員のうち新条例第九条第五項及び第九条の二第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第六号までの規定に規定する期間が新条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

(平二一条例七〇・平二五条例一二・平三〇条例二・一部改正)

第三条 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受

けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十項から第十二項まで、附則第七条の規定による改正前の条例第七十号附則第三項、附則第八条の規定による改正前の条例第四十六号附則第五項から第八項まで並びに附則第十一条の規定による改正前の条例第九十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が十万円を超える場合には、十万円）

ア 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

二 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が百万円を超える場合には、百万円）

ア 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が五十万円を超える場合には、五十万円）

ア 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第二項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第四条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第五条の二の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十三号）附則第二条第一項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

第五条 新条例第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職期間（	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間（
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第八条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第九条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十一年福島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成三年福島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一条 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年福島県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第十二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十三条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一八年条例第一〇四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第四号)抄

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する任期中に限り、第三条の規定による改正前の福島県旅費条例第二条の規定、第四条の規定による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例第八条の規定、第五条の規定による改正前の福島県職員定数条例第一条の規定、第七条の規定による改正前の福島県特別職給与審議会条例第一条の規定及び第九条の規定による廃止前の副出納長の設置及び定数に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正法の施行の日前に出納長であった者については、同日以後も福島県職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員とみなして、同条例の規定を適用する。

附 則(平成一九年条例第五四号)

改正 平成二〇年三月二五日条例第一六号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第十一条第十六項の改正規定及び附則第三項の規定は、日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二二年一月一日)

(平二〇条例一六・一部改正)

(経過措置)

- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第十一条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当

については、なお従前の例による。

- 3 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第十一条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附 則（平成二〇年条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年条例第七〇号）

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（職員に対する特別ほう賞に関する条例の一部改正）

第六条 職員に対する特別ほう賞に関する条例（昭和四十三年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成二二年条例第四四号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条第十項及び第十三項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第十一条第六項及び第七項の規定は、平成二十二年四月一日以後に改正後の条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により同条第一項に規定する職員とみなされる者を含む。以下同じ。）となった者に対する改正後の条例第十一条第六項又は第七項の規定による退職手当の支給について適用し、同日前に職員であった者であって退職の日が同日前であるもの及び同日の前日に職員であった者であって同日後引き続き職員であったものに対する同条第六項又は第七項の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年条例第七〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第七一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第一二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新条例」という。）附則第十項（新条例附則第十二項及び第三条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第十一項の規定の適用については、新条例附則第十項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十一月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十二月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。
- 3 第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第七項においてその例による場合を含む。）及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十一月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十二月一日から

平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

- 4 第四条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十一月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十二月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、「百四分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十一月三十日までの間においては「百四分の九十八」と、同年十二月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百四分の九十二」とする。

附 則（平成二六年条例第一三三号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第一七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条の二第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第二条第一項の規定は適用せず、改正前の福島県職員の退職手当に関する条例第二条第一項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二七年条例第八一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例第三条第二項に規定する特定傷病に該当する傷病の状態にあった者が施行日以後に当該傷病により退職したときは、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第三条第二項に規定する特定傷病により退職した者とみなす。

附 則（平成二七年条例第一一〇号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

3 第二条の規定による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「旧退職手当条例」という。）第十五条第一項、第二項又は第三項の規定による一般の退職手当の支払を差し止める処分（以下この項において「支払差止処分」という。）に係る旧退職手当条例第十五条第四項の規定による支払差止処分の取消しの申立てであってこの条例の施行の日前にされた支払差止処分に係るものについての第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第十五条第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年条例第九〇号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（退職した福島県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十一条第四項又は第五項の勤続期間を計算する場合における福島県職員の退職手当に関する条例第九条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

3 新条例第十一条第十項（同項第六号に係る部分に限り、同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第十一条第十項第六号に

掲げる広域求職活動費の額に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前一年以内に旧条例第十一条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第十一条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費の額に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十一条第十四項において準用する同条第十項(同項第四号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する福島県職員の退職手当に関する条例第十一条第十項第四号に掲げる就業促進手当の額に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第十一条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第十一条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する福島県職員の退職手当に関する条例第十一条第十項第五号に掲げる移転費の額に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年条例第四九号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第十項第五号の改正規定及び附則第四項の規定は平成三十年一月一日から施行する。

2 この条例(第十一条第十項第五号の改正規定及び附則第四項の規定を除く。)による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
(経過措置)

3 この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十一条第九項(第二号に係る部分に限り、新条例附則第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した福島県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。次項において同じ。)であって福島県職員の退職手当に関する条例第十一条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定を

適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第二項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（以下「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十一条第十項（第五号に係る部分に限り、福島県職員の退職手当に関する条例第十一条第十四項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する施行の日以後である場合について適用する。

附 則（平成三〇年条例第二号）

（施行期日）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第十四条第一項第二号の改正規定 令和元年十二月十四日
- 二 第一条中第二条の改正規定 令和二年四月一日

附 則（令和元年条例第五一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前に雇用された者であって、福島県職員の退職手当に関する条例第二条第二項に規定する職員以外の者のうち、その勤務形態が職員に準ずる者以外の者で、施行日の前日を含む月において改正後の条例附則第十九項に規定する勤務月（以下この項において「勤務月」という。）が引き続けているものの勤務期間については、同月以前の勤務月が引き続けている期間を、同月後の引き続いた勤務期間に加算するものとする。

附 則（令和四年条例第六八号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次項及び附則第三項の規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（次項において「第一条新条例」という。）第十一条第三項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 3 第一条新条例附則第十九項及び第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（次項において「第二条新条例」という。）附則第十二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。